

茨城県地域防災計画

津波災害対策計画編

令和7年3月

茨城県防災会議

茨城県津波災害対策計画編

目 次

第1章 総則

第1節 津波災害対策計画の概要	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の用語	1
第3 計画の構成	1
第4 基本方針	1
第2節 国内の津波被害	3

第2章 災害予防計画

第1節 津波に強いまちづくり	6
1 津波に強いまちの形成	7
2 海岸保全施設等の整備	9
3 避難関連施設の整備	9
4 公共施設等の津波対策	10
5 ライフライン施設の耐浪化	11
6 危険物施設等の安全確保	12
第2節 防災思想・知識の普及	13
1 防災教育	14
2 津波ハザードマップの充実、活用	15
3 避難誘導標識等による啓発	16
4 防災訓練の実施	17
第3節 応急対策、災害復旧への備え	18
第1 災害発生直前対策	18
1 津波警報等の住民等への伝達	19
2 住民等の避難誘導體制	20
第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備	23
1 情報通信ネットワークの整備	24
2 対策に携わる組織の整備	24
3 相互応援体制の整備	24
4 防災組織等の活動体制の整備	24
第3 被害軽減のための備え	25

1	消火活動、救助・救急活動への備え	26
2	医療救護活動への備え	26
3	緊急輸送への備え	26
4	被災者支援のための備え	26

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対策

第1	津波警報等の伝達	28
1	大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達	29
第2	住民等の避難誘導	38
1	避難指示及び誘導	38
2	警戒区域の設定	38
3	避難の誘導	39

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1	災害情報の収集・連絡	40
1	被害概況の把握	40
2	被害情報・措置情報の収集・伝達	40
3	国への報告	41
第2	通信手段の確保	42
1	専用通信設備の運用	42
2	代替通信機能の確保	42
3	アマチュア無線ボランティアの活用	43
第3	県及び各機関の活動体制	44
1	職員の動員配備体制区分の基準及び内容	45
2	職員の動員・参集	45
3	県の災害対策本部	45
4	市町村、指定地方行政機関等の災害対策本部等	45
5	国の現地対策本部との連携	45
第4	広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣	46
1	応援要請の実施	47
2	応援受入体制の確保	47
3	消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保	47
4	自衛隊に対する災害派遣要請	47
5	自衛隊の判断による災害派遣	48
6	自衛隊受入体制の確立	48

7	災害派遣部隊の撤収要請	48
8	経費の負担	48
第3節	救助・救急、医療及び消火活動等	49
1	救急・救助活動	50
2	医療活動	50
3	消火活動	50
4	水害防止活動	50
5	海上災害対策活動	50
6	惨事ストレス対策	50
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	51
1	緊急輸送の実施	51
2	緊急輸送道路及び航路の確保	51
3	輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保	52
4	緊急輸送状況の把握	52
5	交通規制	52
第5節	避難の受入れ及び情報提供活動	53
第1	避難所及び被災者の把握等	53
1	避難所の開設、運営	53
2	被災者、疎開者、自宅被災者の把握	54
3	広域的避難収容	54
第2	応急仮設住宅	55
1	応急仮設住宅の提供	55
2	建築物の応急復旧への支援	55
第3	被災者等への的確な情報伝達活動	56
1	ニーズの把握	56
2	相談窓口の設置	57
3	生活情報の提供	57
第4	要配慮者安全確保対策	58
1	社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策	58
2	在宅要配慮者に対する安全確保対策	59
3	外国人に対する安全確保対策	59
第6節	物資の調達、供給活動	60
1	食料の供給	60
2	生活必需品の供給	61

3	応急給水の実施	61
第7節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	62
第1	保健衛生	62
1	避難所生活環境の整備	62
2	健康管理	62
3	精神保健、心のケア対策	63
第2	防疫及び遺体処理等	64
1	防疫	64
2	行方不明者等の捜索	65
3	遺体の処理	65
4	遺体の火葬	65
第8節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	66
1	社会秩序の維持	66
2	物価の安定、物資の安定供給	66
第9節	応急復旧及び二次災害の防止活動	67
第1	公共施設、ライフライン施設等の応急復旧	67
1	道路の応急復旧	68
2	港湾、漁港の応急復旧	68
3	鉄道の応急復旧	68
4	その他の土木施設の応急復旧	68
5	電力施設の応急復旧	68
6	電話施設の応急復旧	68
7	都市ガス施設の応急復旧	68
8	上水道施設の応急復旧	68
9	下水道施設の応急復旧	69
10	建築物の応急危険度判定	69
11	住宅の応急修理	69
第2	二次災害の防止活動	70
1	水害・土砂災害対策	70
2	高潮、波浪等の対策	71
3	危険物等流出対策	71
4	石油類等危険物施設の安全確保	71
5	高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保	71
6	毒劇物取扱施設の安全確保	71

7 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策	72
第10節 自発的支援の受入れ	73
1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営	74
2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能	74
3 義援金の募集及び受付	74
4 委員会の設置	74
5 義援金の保管	74
6 義援金の配分	74
7 義援物資対策	74
第4章 災害復旧・復興対策計画	
第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画	75
1 事前復興対策の実施	76
2 復興対策本部の設置	76
3 復興方針・計画の策定	76
4 復興事業の実施	76
第2節 迅速な原状復旧の進め方	77
第1 被災施設の復旧等	77
1 災害復旧事業計画の作成	77
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定	78
3 災害復旧事業の実施	78
第2 災害廃棄物の処理	79
1 解体、がれき処理	79
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援	80
第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	80
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付	81
2 災害見舞金の支給	81
3 生活福祉資金の貸付	81
4 母子父子寡婦福祉資金の貸付	81
5 農林漁業復旧資金	81
6 中小企業復興資金	81
7 住宅復興資金	81
第2 租税及び公共料金等の特例措置	82
1 国税等の徴収猶予及び減免の措置	82
2 その他公共料金の特例措置	82

第3	雇用対策	84
1	離職者への措置	84
2	雇用保険の失業給付に関する特例措置	84
3	被災事業主に関する措置	85
第4	住宅建設の促進	86
1	建設計画の作成	86
2	事業の実施	86
3	入居者の選定	87
第5	被災者生活再建支援法の適用	88
1	被害状況の把握及び被災世帯の認定	89
2	支援法の適用基準	89
3	支援法の適用手続	89
4	支援金の支給額	89
5	支援金支給申請手続	89
6	支援金の支給	89

第1章 総 則

第1節 津波災害対策計画の概要

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、茨城県防災会議が策定する計画であって、県内の津波災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本県の地域における津波による災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とするものである。

なお、本計画は、主として津波によるものを対象としているが、地震に伴う被害としては、主に揺れによるものと津波によるものに分かれ、茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）では、主として揺れによるものを対象としている。しかしながら、両者は重なるところもあるので、両計画合わせて災害対策のために活用されるべきものである。

第2 計画の用語

この計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）
3. 県 茨城県

第3 計画の構成

この計画は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

なお、この計画は、本県の地域における津波災害対策を体系化したものであって、「茨城県地域防災計画」の中の「津波災害対策計画」とするものである。

第4 基本方針

津波災害対策計画の基本方針は

1. 東日本大震災の教訓、茨城県津波浸水想定及び茨城県地震被害想定を踏まえ、最大クラスの津波を想定した防災対策の確立を図る。
2. 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な

第1章 総則

第1節 津波災害対策計画の概要

計画とする。

3. 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
4. 県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。

第1章 総 則

第2節 国内の津波被害

第1 津波災害の歴史

1 津波災害の歴史

[明治以前の津波を伴った地震]

発 震 年 月 日		震央の位置		マ グ ニ チュード	被 害 摘 要
西 暦	日 本 暦	北緯	東経		
799. 9. 18	延暦18. 8. 11				常陸の国鹿島・那珂・久慈・多賀の4郡に津波、早朝より夕刻まで約15回。波は平常の汀線より1町(約110m)の内陸に達し、平常の汀線より20余町(約2.2km)の沖まで水が引いた。
869. 7. 19	貞観11. 5. 26			M≒8.3	東北地方三陸沿岸で、城郭・倉庫・垣壁など、崩れ落ち倒壊したものが無数にあった。溺死者約1千人。
1420. 9. 7	応永27. 7. 20				常陸多賀郡の河原子および相賀に津波寄すること4時間に9回。地震記事なし。
1677. 11. 4	延宝5. 10. 9	35° 5′	142° 0′	M≒8.0	上旬より地震しばしばあり。磐城から房総にかけて津波襲来。小名浜・中作・薄磯・四倉・江名・豊間などで家流倒約550(あるいは487)軒、死・不明130余(あるいは189)。水戸領内で潰家189、溺死36。舟破損又は流失353。房総で倒家233余、溺死246余。奥州岩沼領で流家490余、死123。八丈島や尾張も津波に襲われたという。
1703. 12. 31	元禄16. 11. 23	34° 7′	139° 8′	M≧8.1	相模・武蔵・上総・安房で震度大。特に小田原で被害大きく倒壊家屋8千以上、死者2300人以上。津波が犬吠埼から下田沿岸を襲い、溺死者数千人。

最新版 日本被害地震総覧 [416] - 2001

宇佐美 龍夫著 東京大学出版会より引用

第1章 総則
 第2節 国内の津波被害
 第1 津波災害の歴史

[明治以後の津波を伴った地震]

発 震 年 月 日		震央の位置		マグニ チュード	被 害 摘 要
西 暦	日 本 暦	北緯	東経		
1896. 1. 9	明治29. 1. 9	36° 30′	141° ー′	7. 3	鹿島灘の地震。 水戸付近から久慈・那珂両川の沿岸地方で家屋・土蔵の小破あり。また猪苗代湖でも小被害があった。弱い津波あり(周期8分)。
1896. 6. 15	明治29. 6. 15	39° 5′	144° ー′	8. 2	明治三陸地震。 震害はなく、津波が北海道から牡鹿半島の沿岸に襲来し、死者21,959、家屋の流出・全半壊1万戸以上。
1923. 9. 1	大正12. 9. 1	35° 19′	139° 8′	7. 9	関東大地震。 全潰128,266。半潰126,233。焼失477,128。津波による流出868。死者99,331。負傷103,733。行方不明43,476。茨城県の被害は死者5名、負傷40名、全潰517、半潰681。
1933. 3. 3	昭和8. 3. 3	39° 7′	145° 7′	8. 1	昭和三陸地震。 震害は少なく、津波による被害が甚大。三陸沿岸の溺死者・行方不明者3,064、流出家屋4,034、倒壊1,817、浸水4,018。
1938. 5. 23	昭和13. 5. 23	36° 34′	141° 19′	7. 0	塩屋崎沖の地震。 被害は小名浜付近の沿岸と内陸の福島・郡山・白河・会津若松付近にあった。とくに郡山・須賀川・猪苗代付近で強く、煉瓦煙突の折損、壁落、壁や道路の亀裂があった。茨城県では煙突5本折損し、磯原で土蔵の倒壊1。小名浜に震後22分で小津波(全震幅83cm)が押し寄せた。
1938. 11. 5	昭和13. 11. 5	36° 56′	141° 55′	7. 5	福島県東方沖の地震。 福島県で死1、傷9、住家全潰4、半潰29、非住家全潰16、半潰42、その他小崖崩れ、道路の亀裂、鉄路の被害が所々にあった。茨城・宮城両県でも微小被害、津波が沿岸を襲った。茨城の田中・祝では津波を観測。
1952. 3. 4	昭和27. 3. 4	41° 42′	144° 9′	8. 2	十勝沖地震。 北海道南部・東北北部で被害。死者28、行方不明者5、家屋全壊815、半壊1,324、流出91。津波は関東地方まで及んだ。

第1章 総則
 第2節 国内の津波被害
 第1 津波災害の歴史

発 震 年 月 日		震央の位置		マグニ チュード	被 害 摘 要
西 暦	日 本 暦	北緯	東経		
1960. 5. 23	昭和35. 5. 23	38° 17′ (南緯)	73° 3′ (西経)	9. 5	チリ地震。 5月23日にチリ沖で発生した地震に伴う津波が24日2時頃から日本各地に襲来。日本全体で死者・行方不明者142、家屋全壊1,500余、半壊2,000余。
1987. 12. 17	昭和62. 12. 17	35° 23′	140° 30′	6. 7	千葉県東方沖の地震。 銚子、勝浦、千葉で震度5であった。被害のとくに大きかったのは山武郡、長生郡、市原市など。 千葉県で死者2人、負傷者144人、住家全壊16、半壊102、一部破損71,212。茨城県で負傷者4、住家一部破損1,259。
2011. 3. 11	平成23. 3. 11	38° 6′	142° 52′	9. 0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。 宮城県北部で最大震度7であったほか、東北から関東にかけて、震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害：死者19,759、行方不明2,553、負傷者6,242。 住宅被害：全壊122,006、半壊283,160、一部損壊749,934 (本県の状況) 本県では、8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。 同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。 人的被害：死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害：全壊2,637棟、半壊25,054棟、一部損壊190,500棟 床上浸水33棟、床下浸水610棟 (令和5年5月1日現在)

注：1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

被害摘要は2004年から消防庁による。

※ 津波被害については本県に影響が考えられるものを掲載している。

第2章 災害予防計画

第1節 津波に強いまちづくり

■基本事項

1 趣 旨

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

2 留意点

(1) 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

(2) 最大クラスの津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

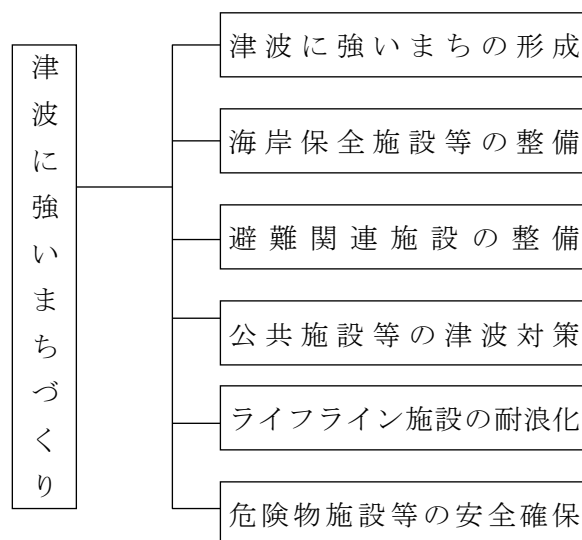
(3) 発生頻度が高い津波に対する対策

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(4) 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等（海岸防災林の再生を含む）の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取り組みを進めるものとする。

3 対策体系



■対 策

1 津波に強いまちの形成

【県（防災・危機管理部、土木部）、市町村】

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定するものとする。

県及び市町村は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所（津波避難ビル等を含む）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

(2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから、関係部局による共同での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

(3) 津波災害警戒区域等の指定

- 1) 津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域（※1）、津波災害特別警戒区域（※2）や災害危険区域（※3）の指定について、必要に応じて検討を行い、

措置を講ずるものとする。

2) 市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

③津波避難訓練の実施に関する事項

④警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、地下街等又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等

⑤①～④に掲げるもののほか、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

3) 市町村は、2) で定めた津波災害警戒区域内の施設について、市町村地域防災計画において、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

4) 市町村は、2) で定めた津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

5) 津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

※1 津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第53条）

津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域で知事が指定する区域

※2 津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）

警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域

※3 災害危険区域（建築基準法第39条）

津波災害等による危険の著しい区域を、住居の用に供する建築物の建築の禁止等、建築物の建築に関する災害防止上必要な制限を行うために地方公共団体が定める区域。

2 海岸保全施設等の整備

【県（土木部、農林水産部）、市町村】

海岸保全施設等については、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。また、津波等から後背地を防護するため、施設の嵩上げなどの整備を行う。
特に、海岸防災林は飛砂・潮風害の防備に加え、津波の流速を減衰させる防災機能があるため、後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ、クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに、前面に人工盛土を造成するなど、天然の防潮堤としての再生対策を図るものとする。
- (2) 設計の対象を超える津波、高潮の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁等の整備を推進するものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設の耐震設計に当たっては、施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動（レベル1地震動）に対し、構造の安定及び天端高を維持することとし、併せて、設計津波（レベル1津波）を引き起こす地震により、津波到達前に施設の機能を損なわないよう、耐震性を確保するものとする。

3 避難関連施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

【市町村】

市町村は、津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する避難場所（津波避難ビル等を含む）や、避難路・避難階段等の整備に関する計画を作成する。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中の高層階や人工構造物を避難場所の対象として計画を作成する。

(2) 避難場所

【市町村】

市町村は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

- 1) 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、

かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

- 2) 1) の避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(3) 津波避難ビルの整備・指定

【市町村】

- 1) 市町村は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、以下の基準を考慮するものとする。

津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位を「基準水位」として明らかにし、その水位以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物を指定するように努めるものとする。

- 2) 民間ビル等の津波避難ビルの指定に当たっては、あらかじめビル管理者と管理協定を締結することなどにより、いざというときに確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

(4) 避難路の確保

【県（土木部）、市町村】

市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- 1) 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- 2) 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

4 公共施設等の津波対策

【県（保健医療部、土木部、教育庁）、市町村、施設管理者】

(1) 建築物の安全化

- 興業場、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

- ・ 建築物の耐浪化
- ・ 非常用電源の設置場所の工夫

- ・ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

- 県及び市町村は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努めるものとする。
- 行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

5 ライフライン施設の耐浪化

【県（土木部）、市町村、東日本電信電話株式会社（茨城支店）等、東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】

上下水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進めるものとする。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。

(4) 下水道施設

下水道施設については、放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図るものとする。

※ その他「ライフライン施設の耐浪化」の詳細については、地震災害対策計画編第2章第2節第4「ライフライン施設の耐震化の推進」に準じるものとする。

6 危険物施設等の安全確保

【県（各部局）、市町村、危険物施設の管理者等】

県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第2節第6「危険物等施設の安全確保」に準じる。

第2章 災害予防計画

第2節 防災思想・知識の普及

■基本事項

1 趣 旨

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、県民一人ひとりがその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、県、市町村、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められることから、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

2 留意点

(1) 防災意識の向上のための普及啓発

津波は第一波より第二波以降の方が大きくなる可能性があることや、想定を超える津波が襲来することが有り得ることなど、県民自らの避難行動につながるような正確な知識の普及啓発を図る必要がある。

(2) 津波ハザードマップの活用

ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。

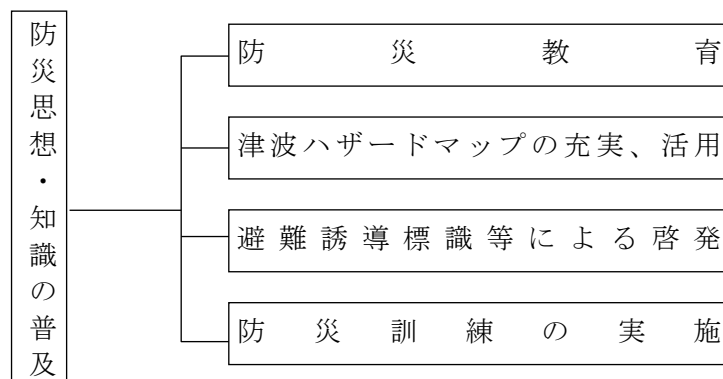
また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

※ 県民アンケート（H23実施）の結果では、沿岸部の住民の津波ハザードマップの認知度は、28%だった。

(3) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

3 対策体系



■対策

1 防災教育

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(1) 住民への防災教育

【県（防災・危機管理部）、市町村、公共機関】

ホームページやX、LINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリなどを活用して、住民に対し、避難行動や津波の特性に関する知識の普及啓発、津波災害の危険性等の周知を図るとともに、「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 避難行動に関する知識

- ・ 本県に限らず沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・ 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

2) 津波の特性に関する情報

- ・ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・ 第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せ、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生があること など

- 3) 津波に関する想定・予測の不確実性
 - ・ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・ 特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ・ 浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
 - ・ 緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ること など
- 4) 家庭での予防・安全策等
 - ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・ 津波発生時の家庭内の連絡体制や避難経路の取決め
- 5) 警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
 - ・ 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して直ちに避難すること
 - ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - ・ 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - ・ 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難すること など

(2) 児童生徒への防災教育

【県（教育庁）、市町村】

1) 継続的な防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、内陸部の市町村においても、津波に関する正しい知識を身に付けるための防災教育を実施する必要がある。

2) 継続的な避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を、定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮するものとする。

2 津波ハザードマップの充実、活用

【県（防災・危機管理部、土木部）、市町村】

(1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

県は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定する。

市町村は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップについて

常に充実を図り、住民等に対し周知を図るものとする。

また、転入者等に対しても転入手続の際にハザードマップを渡し、内容の説明をするなど、区域内の全ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。

(2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

(3) 掲載内容の充実

津波ハザードマップの作成に当たっては、津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：内閣府等）が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予定区域、避難場所、避難経路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するということを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。

（工夫の例）

- ・ 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急避難場所や、標高を示す。
- ・ 自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り常に見られるようにする。
- ・ 自分の家族の避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくれるようなものを付属させる。
- ・ ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。

(4) 住民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。

(5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣り等のレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

3 避難誘導標識等による啓発

【国、県（関係部局）、市町村】

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも

分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

（取組みの例）

- ・ バス会社の協力によるバス停留所標識に避難する際の目安となる海拔標識を取り付ける。
- ・ 道路標識の標識柱に海拔標示を示した津波避難誘導看板や浸水想定区域の表示を設置する。
- ・ 市内の電柱に標高表示をし、多くのところで標高が目につくようにする。
- ・ 避難場所の入り口に、良く見えるような看板を設置し、太陽電池等で夜間でもわかるようにする。
- ・ 海岸等に浸水想定区域や避難場所、避難路などを示した看板を設置する。

4 防災訓練の実施

（1）防災訓練の実施

【県、市町村、海岸管理者、港湾管理者、防災関係機関、住民】

県及び市町村は、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携し、要配慮者を含めた住民の参加による情報伝達訓練や避難訓練を積極的に実施するものとする。

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、実際に津波が発生した際に住民一人ひとりが自分で自分の身を守れるよう、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

また、本県では多くの海水浴場を抱え、多くの海水浴客や観光客が訪れることから、その避難を踏まえた訓練についても定期的に実施するものとする。

※ その他訓練の詳細については、地震災害対策計画編第2章第4節第2「防災訓練」に準じるものとする。

第2章 災害予防計画

第3節 応急対策、災害復旧への備え

第1 災害発生直前対策

■基本事項

1 趣 旨

津波からの住民の迅速かつ円滑な避難を実施するため、津波警報等の災害発生直前の情報の住民への伝達や、避難誘導が重要であり、あらかじめ情報伝達体制の確保や避難誘導体制を整備しておくものとする。

2 留意点

(1) 住民への避難指示の伝達体制

避難指示の発令については、具体的な基準をあらかじめ定め、必要に応じて内容の再点検を行い、住民への伝達が迅速かつ確実に行われる必要がある。

(2) 防災行政無線をはじめとした多様な伝達手段の確保

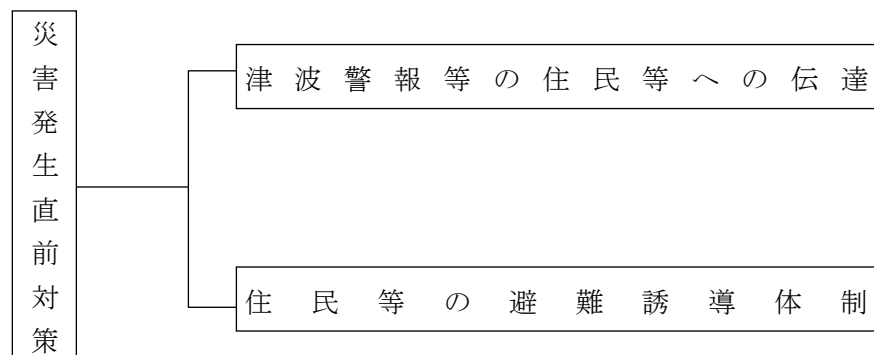
防災行政無線の整備に当たっては、災害に強く住民まで確実に情報が届くようなものとするほか、防災行政無線以外にも多様な伝達手段を用い、確実に津波情報が住民に伝達されるようにする必要がある。

(3) 避難行動要支援者や海水浴客等の避難体制の整備

避難行動要支援者の避難については、あらかじめ、それぞれの避難支援者や、支援方法、避難先を決めておく等の手順を定めておく必要がある。

また、海水浴客等の避難については、土地勘が無いことを前提として、津波情報の伝達手段や伝達方法について広報等により啓発を行う必要がある。

3 対策体系



■対 策

1 津波警報等の住民等への伝達

(1) 避難指示の伝達体制の確保

【国、県（防災・危機管理部）、市町村】

市町村は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準をあらかじめ定めるものとする。とともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。また、県は気象庁等と連携して、市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2) 伝達手段の多重化、多様化

【国、県（政策企画部、防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関、放送事業者】

さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報、戸別）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(3) 住民等への伝達内容の検討

【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】

津波警報等、避難指示を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には、住民の避難行動を促すよう、緊迫感を持たせるような工夫について、平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。

(4) 津波地震や遠地地震、火山噴火等への対応

【市町村、港湾管理者、漁港管理者、防災関係機関】

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等に関しては、住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

(5) 安全な津波監視のための対策

【市町村】

住民や関係機関に対する情報伝達に当たり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。

2 住民等の避難誘導體制

(1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

【市町村、施設管理者】

市町村は、具体的な津波想定や住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等多様な主体の参画により、次のことについて記載した具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容について、住民等への周知徹底を図るものとする。

- ・避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路
- ・津波情報の収集・伝達の方法
- ・避難指示の具体的な発令基準
- ・避難訓練の内容

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(2) 徒歩避難の原則及びその周知等

【県（防災・危機管理部、警察）、市町村】

1) 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

2) 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識

し、限界量以下に抑制するよう各地域で協議するよう努めるものとする。

道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮するものとする。

(3) 避難誘導・支援を行う者の安全の確保

【県（防災・危機管理部、土木部、警察）、市町村、消防】

県及び市町村は、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難するなど、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

市町村は、消防団体等の避難誘導・支援者が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備の充実を図るとともに、避難誘導・支援者へ退避を指示するために必要な通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

（避難誘導・支援を行う者の安全のための対策の例）

- ・ 津波注意報・警報等が発表された場合「全国瞬時警報システム（J－ALERT）」により海岸部分に設置されている防災行政無線を使って伝達する。
- ・ J－ALERTによる自動避難指示放送及び津波防災ステーションによる遠隔操作による水門・陸閘の閉鎖。
- ・ 海面状態の防災カメラでの監視。
- ・ 強い揺れを感じたとき、気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視する。
- ・ 津波警報発表時には、水門・陸閘の閉鎖より安全確保を優先する。
- ・ 避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難することとする。
- ・ 立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行う。
- ・ 津波到達予想時刻前に、十分な余裕をもって、必ず安全な場所に移動する。
（時間をあらかじめ設定しておく。）
- ・ 救命胴衣及びヘルメットの着用。無線機の携帯、等。
- ・ 避難訓練時に職員の安全確保のあり方を周知する。

(4) 要配慮者の避難誘導

【県（防災・危機管理部、福祉部、警察）、市町村、消防、病院、社会福祉施設】

1) 避難行動要支援者の情報把握、共有等

市町村は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別避難計画を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

また、病院及び社会福祉施設は、津波発生時に備え、入院患者や入所者等の避難手順等を定めた避難誘導計画を策定するとともに、定期的な避難訓練の実施に努めるものとする。

2) 要配慮者の避難後の支援

要配慮者が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、平常時から受入施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

(5) 海水浴客等の避難誘導

【県（防災・危機管理部、営業戦略部）、市町村】

1) 情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカー等を設置するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を図るものとする。

2) 津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法（避難経路・避難場所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

第2章 津波災害予防計画

第3節 応急対策、災害復旧への備え

第2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備

■基本事項

1 趣 旨

津波対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県・市町村及び防災関係機関等は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

2 留意点

(1) 他機関との連携体制の事前整備

他都道府県及び市町村並びに防災関係機関等との応援・協力体制について、協定の締結、マニュアルの整備、平常時における訓練・情報交換の実施等の具体的な方策に基づき、連携体制の強化を図っていくことが必要である。

(2) 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町村及び防災関係機関は、業務継続計画の策定などにより、津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の業務継続性を確保し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う必要がある。

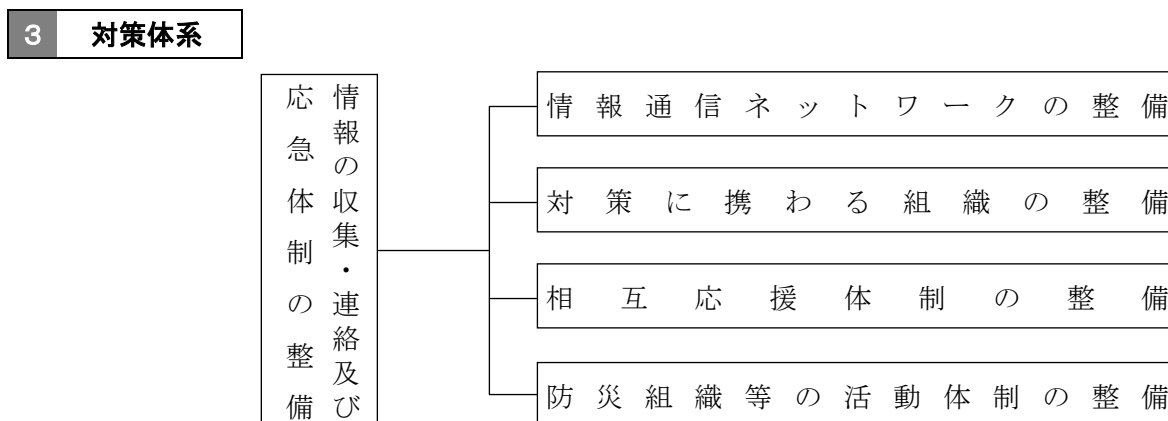
(3) 防災中枢機能等の確保、充実

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、医薬品、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る必要がある。

また、それぞれの機関に係る庁舎等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しを行う検討をする必要がある。

(4) 広域的な相互応援体制の整備

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべての対策を実施することは困難であり、また隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、近隣の都県、市町村のみならず、遠方の地方公共団体との連携も考慮した、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておく必要がある。



■対 策

1 情報通信ネットワークの整備

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第2章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準じる。

2 対策に携わる組織の整備

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第2章第1節第1「対策に携わる組織の整備」に準じる。

3 相互応援体制の整備

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第2章第1節第2「相互応援体制の整備」に準じる。

4 防災組織等の活動体制の整備

【県（各部局）、市町村、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、関係団体、企業】

地震災害対策計画編第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

第2章 災害予防計画

第3節 応急対策、災害復旧への備え

第3 被害軽減のための備え

■基本事項

1 趣 旨

津波による被害を最小限に抑えるためには、津波発生後の消防活動や救助・救急活動、津波災害発生後の緊急輸送経路の確保、被災者支援を迅速かつ円滑に実施する必要があることから、それぞれについて事前対策を図るものとする。

2 留意点

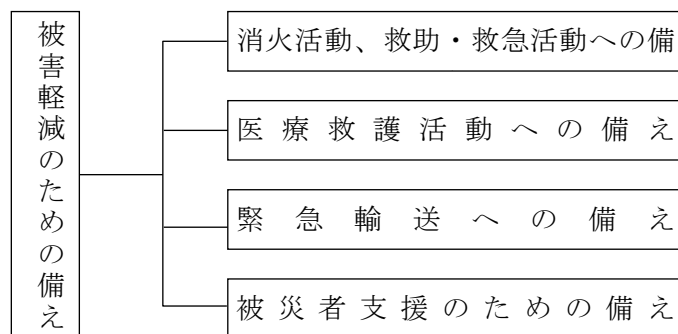
(1) 津波災害警戒区域内の救助・救急活動

津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として要配慮者が利用する、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設の所在地を定めること等から、当該情報を活用した救助・救急活動に努める必要がある。

(2) 緊急輸送に関する施設の津波災害に対する安全性の確保

災害発生時の輸送施設や輸送拠点と指定された施設や、緊急輸送道路に係る信号機・情報板等の道路交通関連施設については、津波災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

3 対策体系



■対 策

1 消火活動、救助・救急活動への備え

【県（防災・危機管理部）、市町村、消防協会、ガス事業者、自主防災組織、住民】

地震災害対策計画編第2章第3節第2「消火活動、救助・救急活動への備え」に準じる。

2 医療救護活動への備え

【県（防災・危機管理部、保健医療部、土木部）、市町村、病院、日赤茨城県支部、医療関係団体】

地震災害対策計画編第2章第3節第3「医療救護活動への備え」に準じる。

3 緊急輸送への備え

(1) 緊急輸送道路の指定

地震災害対策計画編第2章第3節第1「緊急輸送への備え」に準じる。

(2) 緊急輸送道路の整備

【関東地方整備局、県（土木部）、市町村、東日本高速道路株式会社（関東支社）、ほか各道路管理者】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

また、津波による通行不能（津波被害、津波警報の継続）を想定した、緊急輸送道路を補完する代替ルート確保のための道路整備を行う。

【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村、道路管理者】

その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第3節第1「緊急輸送への備え」に準じる。

4 被災者支援のための備え

(1) 指定緊急避難場所の指定

【市町村】

市町村は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の点に配慮して指定緊急避難場所の指定を行うこととすること。

- 1) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとする。
- 2) 指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有することを基本とするとともに、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必

第2章 災害予防計画

第3節 応急対策、災害復旧への備え

第3 被害軽減のための備え

要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

- 3) なお、津波からの避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 指定避難所の指定

【市町村】

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される津波による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。

【県（各部局）、市町村、関東農政局茨城県拠点、水道事業者等、事業者、住民】

その他の対策については、地震災害対策計画編第2章第3節第4「被災者支援のための備え」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対策

第1 津波警報等の伝達

■基本事項

1 趣 旨

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

2 留意点

(1) 津波の特性による継続する危険性の伝達

津波は、第一波よりも第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する必要がある。

(2) 迅速・的確な避難指示

強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難指示を行うものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。

(3) あらゆる伝達手段の活用

津波警報等、避難指示の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALER T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

※ 津波フラッグに関する自治体における運用等については『津波フラッグ』による津波警報等の伝達に関するガイドライン」（令和2年6月気象庁策定）を参考とする。

3 活動項目リスト

(1) 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達

- 1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達
- 2) 津波情報及び津波予報の収集
- 3) 津波情報、津波予報及び地震情報の伝達
- 4) 地震解説資料の収集
- 5) 異常現象発見者の通報義務

■対 策

1 大津波警報・津波警報・注意報、津波情報及び津波予報の収集・伝達

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

気象庁から発表された大津波警報・津波警報・注意報、地震・津波情報を、県、市町村及び防災関係機関は、収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

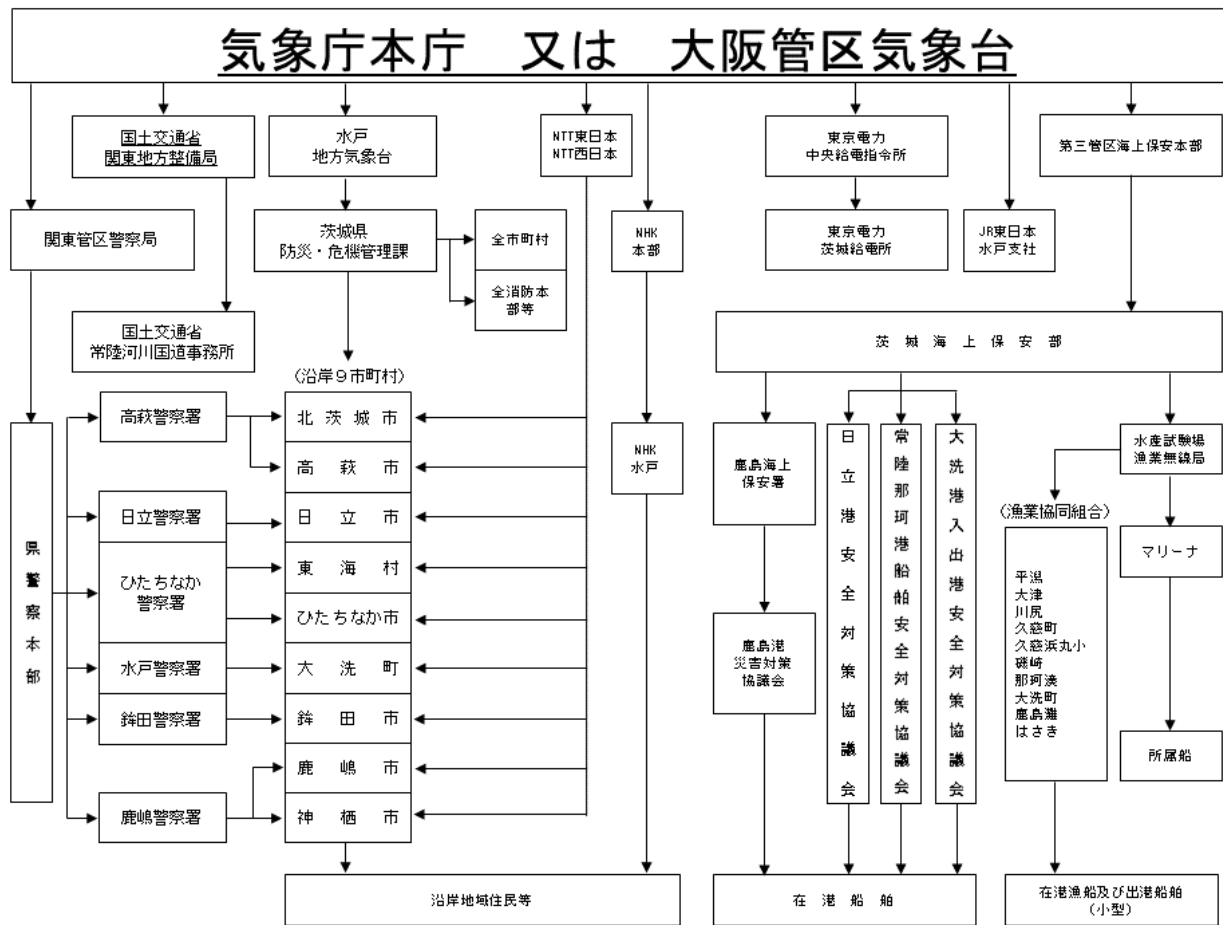
(1) 大津波警報・津波警報・注意報の収集・伝達

本県沿岸（津波予報区：茨城県）に津波襲来のおそれがある場合は、気象庁より大津波警報・津波警報・注意報が発表されるので、各関係機関は、沿岸の住民、船舶等に迅速かつ正確に伝達し、被害の発生を最小限に食い止める。

1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達

気象庁本庁と水戸地方気象台からの大津波警報・津波警報・注意報は次の伝達経路により通報されるので、可能な限り迅速かつ的確に大津波警報・津波警報・注意報を伝達するものとする。

なお、市町村は大津波警報の伝達を受けた場合、直ちに住民等に伝達するものとする。



2) 伝達手段

津波警報・注意報の伝達は、防災情報ネットワークシステム、防災行政無線FAXをはじめとする迅速かつ確実な手段を用いて行うとともに、携帯メールやソーシャル・ネットワーキング・サービスなど複数の情報伝達手段を、できる限り活用して行う。地震による被害の程度によっては通常の情報通信設備が利用できない場合もあり、その場合には代替設備として利用できる情報通信設備を活用する。

3) 発表基準と伝達内容

①大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対策
第1 津波警報等の伝達

	超える場合	10m (5 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)		川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m (3 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ア. 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

イ. 津波警報等の留意事項等

- ・ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。この

うち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

②津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4) 住民等への伝達

市町村は、県、警察署、N T T又はテレビ、ラジオ放送により津波警報の発表を知ったときは、直ちに海浜にいる者、海岸沿いの住民等に呼びかけ、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

その際、手段として、鐘又はサイレンを用いる場合は、その標識は次のとおりとする。なお、標識のみでは、住民・観光客等に正確に伝えることができないため、市町村防災行政無線、県防災ヘリコプター、広報車、ハンドマイク、緊急速報メール等を併用するものとし、伝達手順について事前に作成しておくものとする。

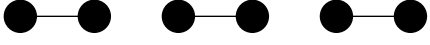
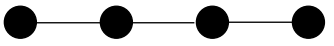
<津波警報・注意報の標識>

伝達のため使用する鐘音及びサイレン音は次による。(昭和51. 11. 16気象庁告示第3号)

① 津波注意報

標識の種類	標	識
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解 除 標 識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

② 津波警報

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (短声連点) (約2秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

5) 市町村長の判断による措置

近海で地震が発生した場合、津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。したがって、強い揺れを感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、海面監視等を実施し、自らの判断で、海浜にある者、海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

6) 住民等の対応

強い揺れを感じたとき、又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

(2) 津波情報の収集

大津波警報・津波警報・注意報が発表されると、水戸地方气象台から津波情報が発表され津波に関する詳細な情報が得られるので、関係機関は、本情報を必要な機関に伝達することとする。

1) 津波情報の発表

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ等を津波情報で発表する。

2) 津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ >1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

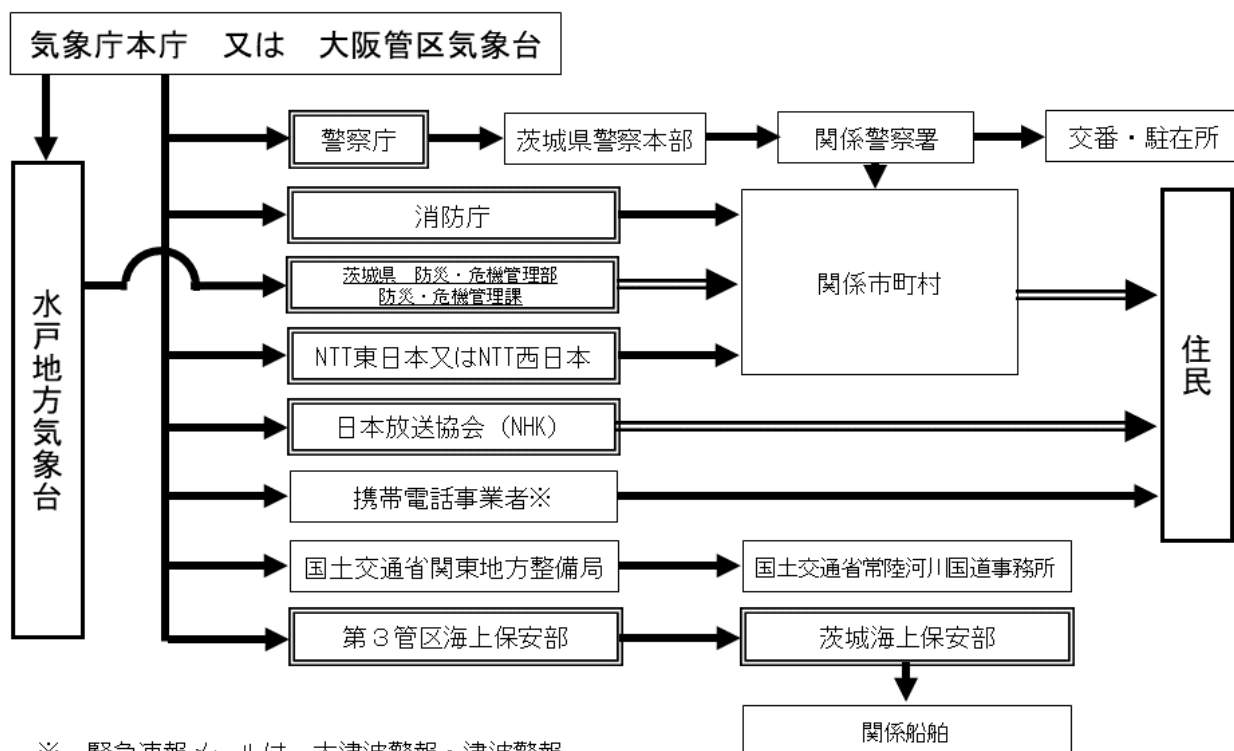
最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の 津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波情報及び地震情報の伝達

1) 水戸地方気象台からの伝達系統

津波情報伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

2) 各機関の措置

① 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波情報及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測されたときなどは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを観測した場合は、推計震度分布図（県内250メートルメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を発表する。

② 県における措置

県は、津波警報等について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防本部に通知する。

特に特別警報については、確実に情報を伝達するよう努めるものとする。

③ 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知するものとする。

④ 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

⑤ 市町村における措置

ア 市町村長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

イ 市町村長は、情報の伝達を受けたときは、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。

⑥ その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

(4) 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

第3章 災害応急対策計画
 第1節 災害発生直前の対策
 第1 津波警報等の伝達

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

(5) 異常現象発見者の通報義務

地割れ、海面の急激な低下等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また、市町村長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理部防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報しなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対策

第2 住民等の避難誘導

■基本事項

1 趣 旨

災害が発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民や観光客等を安全に誘導して未然に被害を食い止めるものとする。

2 留意点

消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や要配慮者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 避難指示及び誘導
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 避難の誘導

■対 策

1 避難指示及び誘導

【市町村長及び水防管理者、警察官及び海上保安官、自衛官、知事又はその委任を受けた職員】

地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準じる。

2 警戒区域の設定

【市町村、警察官、海上保安官、自衛官、消防職員又は水防職員】

地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準じる。

3 避難の誘導

第3章 災害応急対策計画
第1節 災害発生直前の対策
第2 住民等の避難誘導

【市町村職員、警察官、消防職員等、住民等】

地震災害対策計画編第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第1 災害情報の収集・連絡

■基本事項

1 趣 旨

津波が発生した場合、応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報、措置情報を関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・連絡する。

2 留意点

関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 被害概況の把握
- (2) 被害情報・措置情報の収集・伝達
- (3) 国への報告

■対 策

1 被害概況の把握

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

2 被害情報・措置情報の収集・伝達

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

3 国への報告

(1) 消防庁への報告

【県（防災・危機管理部）】

地震災害対策計画編第3章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

(2) その他の報告

【県（各部局）】

地震災害対策計画編第3章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

(3) 防災関係機関の報告

【防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第2節第2「災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2 通信手段の確保

■基本事項

1 趣 旨

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

2 留意点

(1) 情報通信手段の機能確認

県、市町村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

(2) 緊急情報連絡用の回線設定

県、市町村及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 専用通信設備の運用
- (2) 代替通信機能の確保
- (3) アマチュア無線ボランティアの活用

■対 策

1 専用通信設備の運用

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

2 代替通信機能の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第2 通信手段の確保

3 アマチュア無線ボランティアの活用

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第2節第1「通信手段の確保」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第3 県及び各機関の活動体制

■基本事項

1 趣 旨

県及び各機関は、災害発生時には、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。発災後あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わずに速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

また、県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

2 留意点

(1) 参集基準の明確化及び周知徹底

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合、地震により情報連絡機能が低下した場合等を考慮し、あらかじめ職員の参集基準をわかり易い形で明確化し、その内容を周知徹底させることにより、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにすることが必要である。

(2) 公共交通機関停止時の参集手段の事前検討

大規模地震が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止することも予想されることから、その際の参集手段についてあらかじめ検討しておくことが必要である。

(3) 動員のための情報連絡手段の確保

地震発生直後の職員の参集・動員を確実なものにするためにも、携帯電話等の災害時の情報連絡手段を確保しておくことが必要である。

(4) 知事への迅速な情報提供

休日・夜間あるいは知事の外出・出張中等において地震が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として知事が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速な情報提供が必要である。

(5) 意思決定者不在の場合への対応

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう意思決定の代行者を設定しておくことが必要である。

(6) 設置基準の明確化

地震発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、あらかじめ災害対策本部

の設置基準をわかり易い形で明確化しておく必要がある。

3 活動項目リスト

- (1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容
- (2) 職員の動員・参集
- (3) 県の災害対策本部
- (4) 市町村、指定行政機関等の災害対策本部等
- (5) 国の現地対策本部との連携

■対 策

1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

【県】

地震災害対策計画編第3章第1節第1「職員参集・動員」に準じる。

2 職員の動員・参集

【県(防災・危機管理部、各部局)】

地震災害対策計画編第3章第1節第1「職員参集・動員」に準じる。

3 県の災害対策本部

【県】

地震災害対策計画編第3章第1節第2「災害対策本部」に準じる。

4 市町村、指定地方行政機関等の災害対策本部等

【(市町村、指定地方行政機関等)】

地震災害対策計画編第3章第1節第2「災害対策本部」に準じる。

5 国の現地対策本部との連携

【県(各部局)、市町村】

地震災害対策計画編第3章第1節第2「災害対策本部」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣

■基本事項

1 趣 旨

災害発生時には、その規模に応じて、国、県及び市町村等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築する。また、知事等法令で定める者は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

2 留意点

(1) 広域的な相互応援の実施

大規模災害時には、被災地の地方公共団体だけですべて対策を行うことは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もある。このため、隣接する都県、市町村のみならず、防災関係機関等及び広域的な地方公共団体間の相互応援を実施することが必要である。

(2) 密接な情報交換

災害時の相互応援を効果的に実施するために、県、市町村等は、平常時より他都道府県・市町村等と応援要請・受入体制等についての情報交換を密接に行うことが必要である。

(3) 応援手続の迅速化

応援要請実施の判断等を迅速に行うためには、県、市町村等は、地震被害の的確な把握を速やかに行う必要があるため、被害情報の収集・伝達体制の整備が重要となる。

(4) 被害状況の早期把握

県は自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かを、地震発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには、被害の概要を地震後できるだけ短時間で把握する必要がある。

(5) 自衛隊と県との情報伝達路の確保

自衛隊は独自の情報網により、被害状況を把握するとともに、独自の判断による派遣もできるとなっているが、その場合であっても、受入側である県・市町村との連携は不可欠である。そのため、県と自衛隊の間の情報伝達路の確保に双方が積極的に努める必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 応援要請の実施

(2) 応援受入体制の確保

- (3) 消防機関の応援要請・受入体制の確保
- (4) 自衛隊に対する災害派遣要請
- (5) 自衛隊の判断による災害派遣
- (6) 自衛隊受入体制の確立
- (7) 災害派遣部隊の撤収要請
- (8) 経費の負担

■対 策

1 応援要請の実施

- (1) 県の応援要請

【県（防災・危機管理部）】

地震災害対策計画編第3章第3節第2「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

- (2) 市町村の応援要請

【市町村】

地震災害対策計画編第3章第3節第2「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

2 応援受入体制の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第3節第2「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

3 消防機関の応援要請の実施及び受入体制の確保

【県（防災・危機管理部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第3節第2「応援要請の実施及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じる。

4 自衛隊に対する災害派遣要請

【県（防災・危機管理部）、市町村等】

地震災害対策計画編第3章第3節第1「自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

第4 広域的な応援体制及び自衛隊の災害派遣

5 自衛隊の判断による災害派遣

【自衛隊】

地震災害対策計画編第3章第3節第1「自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じる。

6 自衛隊受入体制の確立

【県（防災・危機管理部）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第3節第1「自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じる。

7 災害派遣部隊の撤収要請

【県（防災・危機管理部）、市町村等】

地震災害対策計画編第3章第3節第1「自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じる。

8 経費の負担

【自衛隊、市町村等】

地震災害対策計画編第3章第3節第1「自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第3節 救助・救急、医療及び消火活動等

■基本事項

1 趣 旨

災害発生後、火災や浸水地域に取り残される等の被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動、消火活動を行う。

2 留意点

(1) 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等の地域の各種組織は、自発的に被災者の救助・救急活動及び消火活動を行うとともに、救助・救急活動及び消火活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 資機材の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、県及び市町村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

(3) 民間医療機関の協力

市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

(4) 最重要防御地域等の優先消火

市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に、大規模な津波災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第4節第4「消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 救助・救急活動
- (2) 医療活動
- (3) 消火活動
- (4) 水害防止活動
- (5) 海上災害対策活動
- (6) 惨事ストレス対策

■対 策

1 救急・救助活動

【市町村（消防本部、消防団）、住民（自主防災組織等）県（防災・危機管理部、警察本部）、第三管区海上保安本部】

地震災害対策計画編第3章第4節第4「消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動」に準じる。

2 医療活動

【県（保健医療部、警察本部）、市町村、市町村（消防機関）、病院、日赤茨城県支部、医療関係団体、医療ボランティア等】

地震災害対策計画編第3章第4節第5「応急医療」に準じる。

3 消火活動

【市町村（消防本部、消防団）、住民（自主防災組織等）、県（防災・危機管理部、警察本部）、第三管区海上保安本部】

地震災害対策計画編第3章第4節第4「消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動」に準じる。

4 水害防止活動

【水防管理団体、市町村、県（土木部）】

地震災害対策計画編第3章第4節第4「消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動」に準じる。

5 海上災害対策活動

【県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部、警察本部）、市町村、第三管区海上保安本部】

地震災害対策計画編第3章第4節第4「消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動」に準じる。

6 惨事ストレス対策

【市町村（消防本部、消防団）】

救助・救急、医療又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

■基本事項

1 趣 旨

救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

2 留意点

津波発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を直ちに実施するものとする。

その後、順次優先度を考慮して、応急復旧のための人員、資機材の集中的な投入を図るものとする。

その他、地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 緊急輸送の実施
- (2) 緊急輸送道路及び航路の確保
- (3) 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保
- (4) 緊急輸送状況の把握
- (5) 交通規制

■対 策

1 緊急輸送の実施

【各関係機関】

地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。

2 緊急輸送道路及び航路の確保

- (1) 緊急輸送道路の確保

【県（土木部、警察本部）、市町村、各道路管理者、国土交通省常陸河川国道事務所、東日本高速道路株式会社（関東支社）】

地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。

(2) 航路啓開等

【県（土木部）、第三管区海上保安本部、各航路標識管理者】

海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等（国において設置した「非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部」をいう。）に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

また、航路標識が破損し、又は流出したときは、関係機関は密接に連携協力して速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

3 輸送車両、船舶、ヘリコプターの確保

【県（各部局）、関東運輸局茨城運輸支局、鹿島海事事務所、第三管区海上保安本部、自衛隊、茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県バス協会、一般社団法人茨城県トラック協会、赤帽茨城県軽自動車運送協同組合、日本通運株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、その他の鉄道事業者】

地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。

4 緊急輸送状況の把握

【県（防災・危機管理部、警察本部）】

地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。

5 交通規制

【県（警察本部）、自衛官、消防吏員、運転者】

地震災害対策計画編第3章第4節第3「緊急輸送」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第5節 避難収容及び情報提供活動

第1 避難所及び被災者の把握等

■基本事項

1 趣 旨

津波のおそれのある場合又は発生した場合、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に受け入れすることにより、当面の居所を確保する。

また、被災者の生活支援にかかわる対策については、被災者状況を十分に把握しそれに基づいた対策が必要であることから、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

2 留意点

市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

なお、避難所の開設に当たっては、適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第5節第1「被災者の把握」及び第2「避難生活の確保、健康管理」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 避難所の開設、運営
- (2) 被災者、疎開者、自宅被災者の把握
- (3) 広域的避難収容

■対 策

1 避難所の開設、運営

【市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じる。

2 被災者、疎開者、自宅被災者の把握

【県（防災・危機管理部、関係部局）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第1「被災者の把握」に準じる。

3 広域的避難収容

【県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村】

市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、若しくは避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）、又は県に広域避難収容に関する支援を要請する。

避難収容関係省庁及び県は、非常本部等が作成した広域的避難収容実施計画に基づき、広域的避難収容活動を実施する。

第3章 災害応急対策計画

第5節 避難収容及び情報提供活動

第2 応急仮設住宅

■基本事項

1 趣 旨

災害により、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対し、応急仮設住宅を提供するなど、被災者の住生活の回復へ第1歩を用意する必要がある。

2 留意点

応急仮設住宅への入居に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。特に、避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の提供等に努めるものとする。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

3 活動項目リスト

- (1) 応急仮設住宅の提供
- (2) 建築物の応急復旧への支援

■対 策

1 応急仮設住宅の提供

【県（土木部）、市町村、関東財務局】

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

2 建築物の応急復旧への支援

【県（産業戦略部、農林水産部、土木部）、関係省庁】

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第5節 避難収容及び情報提供活動

第3 被災者等への的確な情報伝達活動

■基本事項

1 趣 旨

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

2 留意点

(1) 要配慮者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第5節第4「ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) ニーズの把握
- (2) 相談窓口の設置
- (3) 生活情報の提供

■対 策

1 ニーズの把握

【県（各部局）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第4「ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達」に準じる。

2 相談窓口の設置

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第5節第4「ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達」に準じる。

3 生活情報の提供

【県（各部局）、市町村、報道機関、防災関係機関】

地震災害対策計画編第3章第5節第4「ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第5節 避難収容及び情報提供活動

第4 要配慮者安全確保対策

■基本事項

1 趣 旨

災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの的確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2 留意点

(1) 状況把握の早期実施

在宅や避難所で生活する要配慮者への安全確保対策を的確に行えるよう、状況把握を早期に行うことが必要である。

(2) 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

要配慮者に対する応急救助活動の実施に当たっては、地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保する必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(2) 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(3) 外国人に対する安全確保対策

■対 策

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

【施設等管理者、県（福祉部、関係部局）、市町村、各ライフライン事業者】

地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

【県（保健医療部、福祉部、防災・危機管理部）、市町村、各ライフライン事業者】

地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。

3 外国人に対する安全確保対策

【県（県民生活環境部、防災・危機管理部）、市町村、県国際交流協会】

地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第6節 物資の調達、供給活動

■基本事項

1 趣 旨

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

2 留意点

(1) 時宜を得た物資の調達

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

(2) 孤立状態被災者への供給

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 食料の供給
- (2) 生活必需品の供給
- (3) 応急給水の実施

■対 策

1 食料の供給

【県（防災・危機管理部、産業戦略部、農林水産部）、輸送業者、日赤茨城県支部、市町村】
地震災害対策計画編第3章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

2 生活必需品の供給

【県（防災・危機管理部、保健医療部、産業戦略部）、輸送業者、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

3 応急給水の実施

【水道事業者等、県（政策企画部、保健医療部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第1 保健衛生

■基本事項

1 趣 旨

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

2 留意点

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 避難所生活環境の整備
- (2) 健康管理
- (3) 精神保健、心のケア対策

■対 策

1 避難所生活環境の整備

【県（保健医療部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じる。

2 健康管理

【県（保健医療部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第1 保健衛生

3 精神保健、心のケア対策

【県（福祉部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

第2 防疫及び遺体処理等

■基本事項

1 趣 旨

災害後の感染症の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、防疫活動を迅速に実施し、地域住民の保健衛生を積極的に推進する。また、災害の際に死亡した者について、死体識別等の処理を行い、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施する。

2 留意点

津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

また、遺体の処理・火葬に当たっては、必要に応じ、近隣自治体の協力を得て、広域的な実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮する。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 防 疫
- (2) 行方不明者等の搜索
- (3) 遺体の処理
- (4) 遺体の火葬

■対 策

1 防疫

【県（保健医療部）、市町村、医療機関】

地震災害対策計画編第3章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」に準じる。

2 行方不明者等の搜索

【市町村、県（県警本部）、第三管区海上保安本部】

地震災害対策計画編第3章第7節第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

3 遺体の処理

【市町村、県（保健医療部、県警本部）、日赤茨城県支部】

地震災害対策計画編第3章第7節第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

4 遺体の火葬

【市町村、県（保健医療部）】

地震災害対策計画編第3章第7節第5「行方不明者等の搜索」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第8節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

■基本事項

1 趣 旨

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

2 留意点

被災地及びその周辺（海上を含む。）においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

3 活動項目リスト

- (1) 社会秩序の維持
- (2) 物価の安定、物資の安定供給

■対 策

1 社会秩序の維持

【県（警察本部、県民生活環境部）、市町村、第三管区海上保安本部、自主防犯組織】

関係機関は、自主防犯組織等と連携し、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

また、被災地付近の海上においては、海上保安庁が巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 物価の安定、物資の安定供給

【国、県（産業戦略部、農林水産部）、市町村】

国、県及び市町村は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

第3章 災害応急対策計画

第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動

第1 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧

■基本事項

1 趣 旨

被迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を迅速に行う。

2 留意点

県、市町村及び防災関係機関等は、発災後安全が確認され次第直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

また、市町村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」、第2「土木施設の応急復旧」及び第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 道路の応急復旧
- (2) 港湾、漁港の応急復旧
- (3) 鉄道の応急復旧
- (4) その他土木施設の応急復旧
- (5) 電力施設の応急復旧
- (6) 電話施設の応急復旧
- (7) 都市ガス施設の応急復旧
- (8) 上水道施設の応急復旧
- (9) 下水道施設の応急復旧
- (10) 応急危険度判定
- (11) 住宅の応急修理

■対 策

1 道路の応急復旧

【県（土木部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社（関東支社）、茨城県道路公社】
地震災害対策計画編第3章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

2 港湾、漁港の応急復旧

【県（土木部、農林水産部）、市町村、関東地方整備局】
地震災害対策計画編第3章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

3 鉄道の応急復旧

【東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、ひたちなか海浜鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社】
地震災害対策計画編第3章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

4 その他土木施設の応急復旧

【県（農林水産部、土木部）、市町村、土地改良区】
地震災害対策計画編第3章第7節第2「土木施設の応急復旧」に準じる。

5 電力施設の応急復旧

【東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社】
地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

6 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）等】
地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

7 都市ガス施設の応急復旧

【東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】
地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

8 上水道施設の応急復旧

【県（政策企画部）、水道事業者等】
地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

9 下水道施設の応急復旧

【県（土木部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

10 建築物の応急危険度判定

【県（土木部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

11 住宅の応急修理

【県（土木部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第9節 応急復旧及び二次災害の防止活動

第2 二次災害の防止活動

■基本事項

1 趣 旨

降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じる。危険物施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行うものとする。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。

2 留意点

特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第4節第6「危険物等災害防止対策」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 水害・土砂災害対策
- (2) 高潮、波浪等の対策
- (3) 危険物等流出対策
- (4) 石油類等危険物施設の安全確保
- (5) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保
- (6) 毒劇物取扱施設の安全確保
- (7) 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

■対 策

1 水害・土砂災害対策

- (1) 危険箇所の点検と応急対策

【県（農林水産部、土木部）、市町村】

県及び市町村は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の

応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

(2) 土砂災害への対応

【県（農林水産部、土木部）、市町村】

県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(3) 土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げ

【水戸地方気象台、県（土木部）】

気象庁及び県は、必要に応じて警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。

2 高潮、波浪等の対策

【県（農林水産部、土木部）、市町村】

県及び市町村は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施する。

3 危険物等流出対策

【県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村、危険物等施設の管理者】

地震災害対策計画編第3章第4節第6「危険物等災害防止対策」に準じる。

4 石油类等危険物施設の安全確保

【県（防災・危機管理部）、市町村、危険物施設の管理者】

地震災害対策計画編第3章第4節第6「危険物等災害防止対策」に準じる。

5 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

【県（防災・危機管理部）、県高圧ガス保安協会、高圧ガス及び火薬類の取扱責任者】

地震災害対策計画編第3章第4節第6「危険物等災害防止対策」に準じる。

6 毒劇物取扱施設の安全確保

【県（保健医療部）、市町村、毒劇物取扱施設の管理者】

地震災害対策計画編第3章第4節第6「危険物等災害防止対策」に準じる。

7 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

【県（県民生活環境部）、市町村、建築物等の所有者又は管理者、事業者】

地震災害対策計画編第3章第4節第6「危険物等災害防止対策」に準じる。

第3章 災害応急対策計画

第10節 自発的支援の受入れ

■基本事項

1 趣 旨

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、県、市町村及び関係団体は、適切に対応する。

2 留意点

(1) ボランティアの受入れ

県、市町村及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際して、高齢者等の介助や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

(2) 義援物資を提供する側の配慮

県民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」、同第9「義援物資対策」及び第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営
- (2) ボランティア「担当窓口」の設置・機能
- (3) 義援金の募集及び受付
- (4) 委員会の設置
- (5) 義援金の保管
- (6) 義援金の配分
- (7) 義援物資対策

■対 策

1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

【茨城県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

2 ボランティア「担当窓口」の設置・機能

【県（県民生活環境部、防災・危機管理部、福祉部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じる。

3 義援金の募集及び受付

【県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会】

地震災害対策計画編第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」に準じる。

4 委員会の設置

【県（福祉部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」に準じる。

5 義援金の保管

【県（福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】

地震災害対策計画編第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」に準じる。

6 義援金の配分

【県（福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、委員会】

地震災害対策計画編第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」に準じる。

7 義援物資対策

【県（防災・危機管理部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第5節第9「義援物資対策」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定と復興計画

■基本事項

1 趣 旨

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

また、大規模な津波により被災した県民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。復興事業は、県民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

2 留意点

(1) 復旧・復興の基本方向の決定

県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

(2) 復興による津波に強いまちづくり

県及び市町村は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

また、必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）・避難路及び避難階段等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を基本的な目標とする。

その他の留意点については、地震災害対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 事前復興対策の実施
- (2) 復興対策本部の設置
- (3) 復興方針・計画の策定
- (4) 復興事業の実施

■対 策

1 事前復興対策の実施

【県（各部局）、市町村】

地震災害対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」に準じる。

2 復興対策本部の設置

【県（各部局）、市町村】

地震災害対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」に準じる。

3 復興方針・計画の策定

【県（復興対策本部）、市町村】

地震災害対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」に準じる。

4 復興事業の実施

【県（復興対策本部、土木部、各部局）、建築主事を置く市、市町村】

地震災害対策計画編第4章第4節「復興計画の作成」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 被災施設の復旧等

■基本事項

1 趣 旨

被災施設の復旧は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

2 留意点

(1) 復旧予定時期の明示

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(2) 暴力団排除活動の徹底

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

その他の留意点については、地震災害策計画編第4章第2節「被災施設の復旧」に準じる。

3 活動項目リスト

- (1) 災害復旧事業計画の作成
- (2) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成
- (3) 災害復旧事業の実施

■対 策

1 災害復旧事業計画の作成

【県（各部局）、市町村】

地震災害対策計画編第4章第2節「被災施設の復旧」に準じる。

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

【県（各部局）、市町村】

地震災害対策計画編第4章第2節「被災施設の復旧」に準じる。

3 災害復旧事業の実施

【県（各部局）、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関】

地震災害対策計画編第4章第2節「被災施設の復旧」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第2 災害廃棄物の処理

■基本事項

1 趣 旨

災害時には、市町村のごみ処理能力を超える大量の廃棄物が発生する場合があるため、被災市町村における災害時の適切な初動対応や、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保するものとする。

2 留意点

(1) 市町村災害廃棄物処理計画の整備

市町村は、地域防災計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に係る初動対応から実際の処理までの業務や、実施体制等をまとめた市町村災害廃棄物処理計画を整備するとともに、その不断の見直しを行う。

(2) 広域処理

被災市町村は、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保する。

3 活動項目リスト

(1) 災害廃棄物の処理

■対 策

1 解体、がれき処理

【県（県民生活環境部、土木部）、市町村】

地震災害対策計画編第3章第7節第4

第4章 災害復旧・復興対策計画

第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

第1 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

■基本事項

1 趣 旨

大規模な津波災害時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。そこで、県、市町村及び茨城県社会福祉協議会は、災害時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付等の措置を講ずる。

2 留意点

(1) 被災者への広報及び相談窓口の設置

県、市町村及び茨城県社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建に対する支援措置について、被災地以外へ疎開等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。

(2) 事務処理の迅速化

県、市町村及び茨城県社会福祉協議会は、被災者の自立的生活再建を的確に支援するため、手続の簡素化、事務処理の迅速化を図ることが必要である。

(3) 農林漁業者に対する支援

津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意する。

3 活動項目リスト

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付
- (2) 災害見舞金の支給
- (3) 生活福祉資金の貸付
- (4) 母子寡婦福祉資金の貸付
- (5) 農林漁業復旧資金
- (6) 中小企業復興資金
- (7) 住宅復興資金

■対 策

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

【市町村】

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

2 災害見舞金の支給

【県（防災・危機管理部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

3 生活福祉資金の貸付

【茨城県社会福祉協議会】

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【県（福祉部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

5 農林漁業復旧資金

【県（農林水産部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

6 中小企業復興資金

【県（産業戦略部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

7 住宅復興資金

【県（土木部、市町村）】

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

第2 租税及び公共料金等の特別措置

■基本事項

1 趣 旨

津波により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特別措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

災害時、県民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

(2) 手続の簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化、迅速化に努める必要がある。

3 活動項目リスト

(1) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

(2) その他公共料金の特別措置

■対 策

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

【国、県（総務部）、市町村】

地震災害対策計画編第4章第1節第3「租税及び公共料金等の特別措置」に準じる。

2 その他公共料金の特別措置

(1) 郵政事業

【日本郵便株式会社】

地震災害対策計画編第4章第1節第3「租税及び公共料金等の特別措置」に準じる。

(2) 通信事業

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社NTTドコモ（茨城支店）】

第4章 災害復旧・復興対策計画
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援
第2 租税及び公共料金等の特別措置

地震災害対策計画編第4章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

(3) 電気事業

[小売り電気事業者等]

地震災害対策計画編第4章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

(4) 都市ガス事業

【東京ガス株式会社、東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社】

地震災害対策計画編第4章第1節第3「租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

第3 雇用対策

■基本事項

1 趣 旨

津波により、離職を余儀なくされた罹災者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策を積極的に推進していくものとする。

また、県は国と連携を図り、再就職の支援を行うものとする。

2 留意点

(1) 広報の徹底

雇用対策を効率的に行っていくため、災害時、県民に対して、対策に関わる情報の提供を充分に行っていくことが必要である。

(2) 手続の簡素化及び迅速化

災害により被害を受けた事業者が本対策を迅速かつ有効に活用し、自立復興を進めていくため、手続の簡素化、迅速化に努めることが必要である。

3 活動項目リスト

(1) 離職者への措置

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(3) 被災事業主に関する措置

■対 策

1 離職者への措置

【国（公共職業安定所）、県（産業戦略部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第4「雇用対策」に準じる。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【国（公共職業安定所）】

地震災害対策計画編第4章第1節第4「雇用対策」に準じる。

3 被災事業主に関する措置

【国（茨城労働局）】

地震災害対策計画編第4章第1節第4「雇用対策」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

第4 住宅建設の促進

■基本事項

1 趣 旨

自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市町村が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市町村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。また、自力で住宅を建設する被災者に対しては独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

2 留意点

- (1) 迅速な災害公営住宅の建設、復旧を図るため市町村の災害住宅建設計画、復旧計画の作成を指導し、予算の確保、用地の確保等を含めて県の支援方法を検討することが必要である。
- (2) 独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に関する情報の提供と、迅速な事務処理体制の検討を行うことが必要である。

3 活動項目リスト

- (1) 建設計画の作成
- (2) 事業の実施
- (3) 入居者の選定

■対 策

県は、市町村だけで対応可能かどうかを含めて市町村と県の役割分担を決定する。また、市町村への支援の内容も決定するものとする。

1 建設計画の作成

【市町村、県（土木部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第5「住宅建設の促進」に準じる。

2 事業の実施

【市町村、県（土木部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第5「住宅建設の促進」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画
第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援
第4 住宅建設の促進

3 入居者の選定

【市町村、県（土木部）】

地震災害対策計画編第4章第1節第5「住宅建設の促進」に準じる。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第3節 被災者等の生活再建及び中小企業等の復興の支援

第5 被災者生活再建支援法の適用

■基本事項

1 趣 旨

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

2 留意点

(1) 住家全壊世帯数情報の迅速な収集及び伝達体制の整備

支援法の適用の判断及びその手続を行うにあたり、全壊世帯等の被害の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行う必要がある。このため、災害救助法担当との連携を図り、被害情報の収集及び伝達体制を整備しておくことが必要である。

(2) 支援金支給手続等の説明

支給決定時に申請者の誤解等による不服等の発生を避けるとともに支援金支給手続が迅速かつ円滑に進むようにするため、支援法が適用された市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支援金の趣旨、申請書の記載方法、申請期限などその手続について懇切・丁寧に説明する必要がある。

また、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するものとする。

3 活動項目リスト

- (1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定
- (2) 支援法の適用基準
- (3) 支援法の適用手続
- (4) 支援金の支給額
- (5) 支援金支給申請手続
- (6) 支援金の支給

■対 策

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

【市町村】

地震災害対策計画編第4章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

2 支援法の適用基準

【県(防災・危機管理部)】

地震災害対策計画編第4章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

3 支援法の適用手続

(1) 市町村の被害状況報告

【市町村】

地震災害対策計画編第4章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

(2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

【県(防災・危機管理部)】

地震災害対策計画編第4章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

4 支援金の支給額

【県(防災・危機管理部)】

地震災害対策計画編第4章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

5 支援金支給申請手続

【市町村、県(防災・危機管理部)】

地震災害対策計画編第4章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

6 支援金の支給

【市町村】

地震災害対策計画編第4章第1節第6「被災者生活再建支援法の適用」に準じる。